

高額療養費制度

70歳以上の人の自己負担限度額が変更

8月から、70歳以上の人の高額療養費^{*1}の自己負担限度額が段階的に引き上げられます。該当者には市から案内を送りますので申請してください。
 ※医療機関の領収書は失くさないように大切に保管してください。

8月から平成30年7月の自己負担限度額（月額）

- **現役並み所得者**（市民税課税所得 145万円以上）
 - ▷ 外来（個人単位） = 57,600円
 - ▷ 外来+入院（世帯単位） = 80,100円 +（医療費の総額 - 267,000円） × 1割
 ※過去1年間に4回発生した場合、44,000円
- **一般**
 - ▷ 外来（個人単位） = 14,000円
 ※年間上限額 144,000円
 - ▷ 外来+入院（世帯単位） = 57,600円
 ※過去1年間に4回発生した場合、44,400円

※1 高額療養費制度は、医療費が高額になり同じ月内の自己負担限度額が一定額を超えた場合、超えた金額が申請によって支給される制度です。

● 問い合わせ 国保年金課

- ▷ 国民健康保険の人（☎内線 1123）
- ▷ 後期高齢者医療制度の人（☎内線 1124）



◎ 限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の申請を

国民健康保険と後期高齢者医療制度では、被保険者の申請で、病院などの窓口で提示すると支払う医療費が自己負担限度額までになる認定証を発行します。市民税非課税世帯の人は、認定証があれば入院時の食事代も軽減されます。
 ※70歳以上で現役並み所得者と市民税課税世帯の人は、高齢受給者証か後期高齢者医療被保険者証が認定証の代わりになるため、申請は不要です。
 ※国民健康保険は、国保税の滞納がある場合、認定証は発行されません。

持参する物 保険証・印章（朱肉を使う物）

有効期間 申請した月の初日～毎年7月末日

※すでに認定証の交付を受けていて引き続き必要な人は、8月中旬に申請してください。

65歳以上の低所得者を対象に

介護保険料の一部を軽減

65歳以上の人の介護保険料は、所得に応じて9段階に分かれています。そのうち、第2・3段階（年額43,100円）の人で、次の要件全てに該当する人は申請により保険料を軽減します。

対象要件

- ▷ 世帯全員が市民税非課税であること
- ▷ 世帯の前年の収入合計額が生活保護法による生活保護基準額の1.2倍以下であること（右下表）
- ▷ 市民税課税者に扶養されていないこと（世帯が別でも、市民税課税者から仕送りを受けたり、税の申告上や保険証の被扶養者になっていたりする場合も扶養されるとします）
- ▷ 市民税課税者と生計を共にしていないこと（2世帯住宅などで生計を別にしている場合であっても、市民税課税者と生計が一つであるとみなされる場合は、生計を共にしているとします）
- ▷ 資産などを活用してもなお生活が困窮している状態であること（居住用以外に不動産がある場合や、預貯金、手持ち金などが60万円以上ある場合は、対象外になります）
- ▷ 介護保険料に未納がないこと



● 問い合わせ 税務課（☎内線 1135）

※介護保険制度については、高齢介護課（☎内線 1142）へお問い合わせください。

軽減の内容

年額43,100円が年額25,900円に軽減（申請月で処理を行うため、軽減額は月割り）

該当した場合

年金から保険料を差し引かれている人は、途中から納付書で納付

● 対象になる世帯の前年の収入合計金額

	区分	金額
1人世帯	65歳～69歳	996,504円以下
	70歳以上	933,864円以下
2人世帯	2人とも65歳～69歳	1,486,764円以下
	1人が65歳～69歳、もう1人が70歳以上	1,431,324円以下
	2人とも70歳以上	1,375,884円以下

国民健康保険税の納税通知書

納税通知書を7月中旬に発送

国民健康保険税は、加入者の前年所得額などをもとに計算し、世帯主に課税されます。
 ※世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、家族のうちどなたかが国民健康保険に加入していれば、世帯主が納税義務者となります。



普通徴収（現金納付または口座振替）

納期 7月から翌年3月までの9期

◎ **現金で納付する人** 「納税通知書」と「納付書（9期分）」を発送します。納期限までに忘れずに納付してください。

◎ **口座振替で納付する人** 「納税通知書」に指定口座が記載されています。納期限日が振替日となりますので、あらかじめ預金残高を確認してください。

● 問い合わせ

- ▷ 税額について 税務課（☎内線 1178・1179）
- ▷ 制度について 国保年金課（☎内線 1123）

特別徴収（年金からの引き落とし）

◎ **昨年度から引き続きの人** 原則として「本年度決定額」から「4月・6月・8月の特別徴収の合計額」を差し引いた残額を3等分し、10月・12月・2月の各月の年金から引き落とします。

◎ **10月から新たに開始する人** 3期（9月）まで普通徴収による納付となります。

◎ **特別徴収でなく口座振替を希望する人** 申請により変更することができます。詳しくは、税務課窓口までご相談ください。

後期高齢者医療制度

保険証と保険料額決定通知書を発送

後期高齢者医療制度の被保険者証（保険証）は毎年更新されるため、新しい保険証を郵送します。

有効期間 8月1日～平成30年7月31日

※現在使用している保険証の有効期限は、7月31日までです。

対象者 ▷ 75歳以上の人

▷ 65歳以上75歳未満の一定の障害がある人で、認定を受けた人

Q 8月以降に75歳になる人には郵送されますか？

A 誕生日までに郵送します。

Q 75歳になるときに加入の届け出は必要ですか？

A 必要ありません。誕生日まで加入していた医療保険の資格を喪失し、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

● 問い合わせ

- ▷ 制度について 国保年金課（☎内線 1124）
- ▷ 保険料について 税務課（☎内線 1172）

◎ **保険料の納付** 原則として、年金からの引き落とし（特別徴収）。ただし、次の人は納付書か口座振替（普通徴収）で納付してもらうことになります。



▷ 特別徴収の対象となる年金年額が18万円未満の人

▷ 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金年額の2分の1を超える人

▷ 後期高齢者医療保険に加入してまもない人

◎ **保険料額決定通知書の発送** 7月中旬に発送します。普通徴収の人は、保険料を7月から翌年3月までの9回に分けて納めてください。

※特別徴収は、申請により口座振替に変更することができます。

福祉医療費受給者証

更新手続きの案内を7月中に発送

福祉医療費受給者証（ピンク色のカード）を持っている人で、母子・父子家庭などに該当している人の有効期限は、7月31日までです。期間内に窓口で更新手続きをしてください。

期間 7月24日（月）・25日（火）、午前8時30分～午後7時（妙義中央公民館は、午後5時15分）

場所 ▷ 国保年金課（市役所）▷ 妙義中央公民館

● 問い合わせ 国保年金課（☎内線 1125）

※福祉医療制度について詳しくは、市ホームページをご覧ください。



◎ **対象者で、受給者証を持っていない人は手続きを**

対象者 旧所得税の非課税者で、次に該当する人

▷ 母子・父子家庭の母・父と18歳未満の子（満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）

▷ 両親のいない18歳未満の子

持参する物 ▷ 保険証 ▷ 児童扶養手当証書か遺族年金証書（受給している人のみ）▷ 印章（朱肉を使う物）